第4回 部会検討結果報告書(文化·学習部会)

グループA

記録者	林 俊泰		場所	府中駅北第2庁舎3階会議室			
開催日時	令和2年10月	3 目 ((土) 午前	10時	00分 ~	~ 1 2	2時00分
出席者	石井 美知	小良	由美子	小林	廣和	林	俊泰
(4名)	石 开	小局	田天丁	71.4%)典 /TI	771	次

基本施策名	3-7 学校教育の充実	
内容	別紙:見直し論点シートのとおり	
その他		

基本施策名	3-8 青少年の健全育成	
内容	別紙:見直し論点シートのとおり	
その他		

基本施策名	3-9 市民との協働体制の構築	
内容	別紙:見直し論点シートのとおり	
その他		

グループB

記録者	髙田	朋幸		場所	府中馬	沢北第2庁	*舎3階	会議室
開催日時	令和2	2年10月	3 目	(土) 午前	10時	00分~	~12	寺00分
出席者	千葉	岳志	藤井	加津子	西郷	匠	髙田	朋幸
(4名)		田心		加佳丁		<u> </u>	同田	加辛

基本施策名	3-7 学校教育の充実
内容	別紙:見直し論点シートのとおり
その他	

基本施策名	3-8 青少年の健全育成	
内容	別紙:見直し論点シートのとおり	
その他		

基本施策名	3-9 市民との協働体制の構築
内容	別紙:見直し論点シートのとおり
その他	

グループC

記録者	伊藤 啓幸	場所	府中駅北第2庁	舎3階会議室
開催日時	令和2年10月	3日(土)午前	10時00分 ~	~12時00分
出席者	丸山 悦子		諌山 桜子	伊藤 啓幸
(4名)	丸山 悦子 	結城 太一		伊藤 谷羊

基本施策名	3-7 学校教育の充実	
内容	別紙:見直し論点シートのとおり	
その他		

基本施策名	3-8 青少年の健全育成	
内容	別紙:見直し論点シートのとおり	
その他		

基本施策名	3-9 市民との協働体制の構築
内容	別紙:見直し論点シートのとおり
その他	

 番号
 基本施策名
 主担当部
 主担当課
 関係課

 3-7
 学校教育の充実
 教育部
 教育総務課
 学校施設課、学務保健課、指導室

ア. 第6次総合計画後期基本計画の進捗状況

基本施策全体の進捗状況	
やや遅れているが、概ね 順調	\ \ '

	平均值	施策名	進捗状況	施策名	進捗状況			
५		教育環境の充実	3:目標達成に向けて順調	児童・生徒の健康づくりの推進	3:目標達成に向けて順調			
41	2.4	教育・指導内容の充実	3:目標達成に向けて順調	学校施設の保全	1:遅れが生じている			
1		学校給食の充実	2:やや遅れているが、概ね順調					

イ. これまでに(第6次総合計画期間に)得られた成果・残された課題

【教育環境の充実】

·「教育相談環境整備·活用事業」

教育センターの心理士を増員しながら、心理士の配置や体制を改善し、教育相談、巡回相談、就学相談の充実を図った。【B】(教育委員会・教育センターの役割・位置付けを明確に記載してほしい。) 就学相談について、情報提供をより分かりやすくすると共に、見学や体験などに丁寧に取り組むなど細かな改善に取り組んだ。

・新学習指導要領において、情報活用能力が言語能力と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付けられたことから、ICT 【B】(注釈を入れてほしい。) を活用した教育環境を充実させ、知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」を実現するため、小学校全校に大型提示装置等を導入した。

【教育・指導内容の充実】

- ・府中版コミュニティ・スクール 【B】(どのようなものか明確にしてほしい。) を推進したほか、研究協力 校や府中市立小中学校教育研究会への支援及び東京都から委託された研究事業を通して教育課題への取り 組みを推進した。
- ・各学校の状況に応じ、より効果的な学校経営支援員 【B】(どのようなものか明確にしてほしい。) の配置 を行うことができた。
- ・特別支援教室の全校設置

情緒障害等の通級指導学級を、在籍校における通級による指導へと移行し、小中学校全校における特別支援教室を実現した。さらに、中学校においては、拠点校を1校増やして対応した。

・合理的配慮による、通常の学級及び特別支援学級における障害児教育の充実 移動等に必要な備品の手配、校舎内の必要箇所の改修など、関係部署が連携し、市内の通常の学級や特別 支援学級において学習が可能な子供に対し、可能な限り合理的配慮に努めた。【B】(学校によってバラン ス差がある。)

【学校給食の充実】

と成果

- ・給食センターの老朽化に伴う新しい施設の整備については、平成29年度2学期に新学校給食センターの 運用を開始することができた。
- ・学校給食衛生管理基準や大量調理施設衛生管理マニュアルに適合した施設運営を行うことで、安全・安心でおいしい給食の提供を継続することができた。

【児童・生徒の健康づくりの推進】

・各学校において学校医による定期健康診断を実施したほか、検査機関に委託し、結核健診・心臓病健診・ 腎臓糖尿病検査・貧血検査等を実施することや、入学予定の児童に対して、10月及び11月に就学時健 診を実施するなどして、疾病異常の早期発見に努め、治療を勧めることで児童生徒の健康づくりを推進し た。

【学校施設の保全】

- ・小・中学校の校舎窓ガラスについて、震災時におけるガラスの飛散防止対策として、フィルムの設置を平成28年度から令和元年度にかけて整備を実施した。
- ・学校施設は、築40年以上が経過し、一斉に老朽化が進行していくため、計画的に老朽化対策を進める必要があることから、学校施設改築・長寿命化改修計画を令和元年度に策定した。

エ、次期総合計画策定に向けた見直しの論点

【教育環境の充実】

・福祉との積極的な連携 教育センターの各相談機能の充実に向け、児童発達 支援センターとの連携を視野に入れながら、組織の 在り方、相談体制、相談環境等についての総合的検 討。【B】(教育センターと児童発達支援センターの 役割・違いを明確に記載してほしい。)

- ・【B】障害を持つ児童と持たない児童が一緒に学ぶことができるような障害者教育の推進。
- ・就学相談における協議会の在り方、多角的な視点の確保と担当職員及び協議員の専門性の育成。
- ・適応指導教室(「けやき教室」) 【B】(誰に対して何をする教室か。また、日本語適応指導教室との違いについて明記してほしい。) の配置・設置を検討。
- ・児童生徒1人1台端末と高速大容量通信ネットワークの整備を主眼とするGIGAスクール構想【B】 (注釈入れてほしい。) の実現に向けてのICT環境整備。
- ・【C】ネットワークツールの活用にあたってのイン ターネットマナー等の指導の検討。

【教育・指導内容の充実】

- ・【A】 I C T環境を活用した効果的な指導体制を構築するため、整備した I C T環境を活用できる教職員の養成や、教職員の業務を継続して支援する取組みが必要である。
- 【A】・国籍を含む家庭環境や経済格差に伴う学力の格差への対応が必要である。
- ・【A】現代のニーズに合わせた教育カリキュラムの追加。(SNSやインターネット上の犯罪被害から身を守るための指導など)
- コミュニティ・スクールの更なる充実。
- ・小中連携一貫教育の推進。
- ・ふるさと学習【B】(どのようなものか明確にしては しい。) の推進。
- ・特別支援教育(障害児教育・日本語に関する支援・ 不登校支援)に関する教員や指導主事の専門性の育成。
- ・ユニバーサルデザインの視点をもった授業改善。
- 特別支援学級等の教員の専門性の向上。
- ・日本語適応指導教室の在り方検討。

オ. 協働の実践に向けて

【教育環境の充実】

・各種支援員や日本語適応指 導教室について協働の視点 での活動を検討する。

【教育・指導内容の充実】

- ・【A】ICT支援員や地域の 専門知識を持った人材との 協働
- 【A】補助教員、学生ボランティアとの協働
- ・コミュニティ・スクールに おける地域との連携を図る。

【A】【学校給食の充実】

・府中産農産物を提供する農家・農業協同組合との協働

【学校施設の保全】

・学校施設改築・長寿命化改修計画の推進に向け、整備スケジュールに基づく改築設計時に「新しい学校づくり検討会」を実施する。

【B】(学校施設であれば、協働でなく、学校内部で進めているがよいのではないか。)

見.	直	L	論	点	シー	\
/U				7117		

 番号
 基本施策名
 主担当部
 主担当課
 関係課

 3-7
 学校教育の充実
 教育部
 教育総務課
 学校施設課、学務保健課、指導室

・校庭芝生化については、学校施設改築・長寿命化改修計画において、維持管理を考慮し、今後は原則クレーとの方向性を定めた。

【教育環境の充実】

・GIGAスクール構想に対応するための環境整備及び1人1台端末に向けての計画。

【教育・指導内容の充実】

- ・学力調査や体力調査について、都平均との比較については児童・生徒の個々の状況も影響が出るため、指標として設定すべきものであるか検討が必要である。
- ・合理的配慮について、広く理解推進に取り組み、当該本人を中心として学校・行政ほか関係機関との更な る連携をしていく。

【学校給食の充実】

- ・地場産農産物の使用割合が目標値に達していないため、使用割合を増やすための取組を強化する必要があ
- る。【B】(食育のためなどの文言がないので、子どもの教育に関連がないようにみえる。)

【児童・生徒の健康づくりの推進】

・健康診断や相談を通じて児童・生徒の健康づくりに努めているが、生活習慣の多様化に伴い、児童・生徒の健康管理に対するきめ細やかな対応が求められている。また、健康診断について、欠席した児童・生徒の保護者へ予備日での受診を勧めているが、全員が受診していない状況にあり、啓発活動<mark>【C】と周知</mark>の強化が必要である。

【学校施設の保全】

・学校水道の直結給水化については、東京都の施策に基づき事業を実施していたが、都の支援事業が規模縮 小となったことから、既存校舎における事業実施が不透明な状況となっている。

ウ. 今後、予想される新たなニーズ・課題

- ・国におけるGIGAスクール構想や第3次教育振興基本計画に示されているICT教育の環境整備について、設備面の整備はもちろんのこと、その目標値を達成するため、また、デジタル教科書をはじめとする現在の社会を取り巻くICT環境を鑑み、ICTを活用した指導【A】体制を構築 実施することが急務となる。
- 【A】・日本語指導が必要な外国人児童生徒については、近年その数が増加する傾向にあり、受け入れ体制の整備が必要である。
- ・教員の働き方改革において、いち早く副校長等校務改善支援員を各校に配置するなど校務の効率化に対応してきたが、子供と向き合う時間をより確保するため、児童・生徒数を考慮した、支援員の配置の適正化を図ることが必要である。
- ・学校施設は、災害時における避難所としての活用も見据えた、環境整備が必要である。
- ・学校施設改築・長寿命化改修計画において、今後、改築に係る費用と共に大規模改修に係る費用も必要となることから、ライフサイクルコストの縮減に努めることが必要となる。

翻訳機の積極的導入など、環境やニーズの変化に伴 う事業内容の検討と体制整備。 ver 情報

・【C】職員や各種支援員等の負担を軽減する視点での ICT環境の整備

【学校給食の充実】

- ・【B】食育の推進のため、 府中産農産物の使用割合を 増やすための取組の強化。【C】→あまり府中産農産 物を使用している実感がない。コロナ禍で困ってい る市内農家も多く、一定数使用するなどの取組が必 要。
- ・【A】食品ロス削減の視点で食育を行う。(食料生産から廃棄まで一連の流れを指導するなど)

【児童・生徒の健康づくりの推進】

- ・健診・検査等の受診率向上に向けた啓発<mark>【C】・周</mark>
- ・【B】健康づくりのための体育・スポーツ推進。

【学校施設の保全】

- ・学校水道の直結給水化について、改築を実施する学校において、災害時の水道使用などの状況も見据えた実施の検討。
- ・学校施設の老朽化対策を実施するため、学校施設改築・長寿命化改修計画の着実な推進。【C】→築年数だけで着手を行っていくのではなく、規模や状況などを総合判断しておこなっていくべき。
- ・学校施設について、改築までの時間を要する学校に おいて、安全などを考慮した大規模改修の計画的な 推進。
- 【A】トイレの洋式化を進める。
- 【C】ユニバーサルデザインを考慮した施設の改善。

戏された 課題

番号	基本施策名	主担当部	主担当課	関係課
3-7	学校教育の充実	教育部	教育総務課	学校施設課、学務保健課、指導室

ver 情報	

カ. 第6次総合計画(基本構想)における「めざすまちの姿」の見直し

「めざすまちの姿」	・全ての子どもが等しく、安心で快適な環境で教育を受けています。 ・家庭・学校・地域社会 <mark>【C】や市</mark> が連携し、子どもの学びや育ちを支援しています。 ・子どもたちは、基礎学力とともに、 <mark>【A】時代に合った知識を身につけ、</mark> こころ豊かでたくましく、ふるさと府中に誇りを持ち、社会に貢献する力を身に付けています。
見直しの理由	【A】子どもたちが社会で生きていくためには、学力だけでなく時代に合った知識(ICTの活用やインターネット犯罪から身を守ることも含めた知識)が必要だと考えるため。 ・【C】地域社会(=自治会などと想定)という狭域だけでなく、市も関わって支援や配慮を進めていく必要があるため。

番号 基本施策名 主担当部 主担当課 関係課 3-8 青少年の健全育成 子ども家庭部 児童青少年課

ver 情報

ア. 第6次総合計画後期基本計画の進捗状況

基本施策全体の進捗状況		平均値	施策名	進捗状況	施策名	進捗状況
	/-		青少年の健全育成	3:目標達成に向けて順調		
目標達成に向けて順調	\mathbb{Z}	3.0				

イ. これまでに(第6次総合計画期間に)得られた成果・残された課題

【青少年の健全育成】【B】青少年の定義(年齢)を分かるように記載してほしい。

- ・学童クラブは全22校の市立小学校区ごとで実施するとともに、放課後子ども教室は全ての小学校で学 校、地域との連携により活動しており、両事業の連携を図りながら、児童の放課後の安全・安心な居場所 を提供している。学童クラブでは、保護者ニーズの高かった育成時間の延長を令和3年度から実現できる よう民間活力の導入を視野に検討を進めている。
- ・青少年問題協議会で審議された青少年健全育成基本方針に基づき、青少年対策地区委員会をはじめ地域や 学校関係機関と連携を図りながら、環境浄化活動、非行防止活動、育成事業活動などを実施した。
- ・平成28年度より「子ども・若者総合相談」を設置し、人間関係や仕事の悩み等に関する相談のほか、ひ きこもり等の状態にある若者やその家族からの相談を受付け、継続的な支援を行った。令和2年度から は、ひきこもり等に関する相談を生活困窮者支援制度の「暮らしとしごとの相談コーナー」に移行したう えで、青年に係るその他の問題について「青年総合相談」として相談を受け付けている。
- ・青少年委員の協力のもと、年間を通してジュニアリーダー講習会を実施したほか、地域の関係団体と協働 しナイトハイクなど体験活動事業を実施した。

【青少年の健全育成】

- ・学童クラブにおける指導員の人員確保、適正な育成面積の確保
- ・家庭、学校、地域、警察等と連携し、青少年が健やかに成長できるような支援の実施
- ・インターネットやSNSなどに起因する問題に対応するため、青少年に対するインターネット等の適切な 利用方法の周知
- ・相談窓口の周知及び青少年が利用しやすい環境づくり

ウ. 今後、予想される新たなニーズ・課題

- ・【A】保護者の働き方が多様化したことに伴い、学童クラブの利用ニーズも多様化している。
- ・学童クラブや放課後子ども教室におけるICT技術を活用した児童の居場所把握(児童の登下館や入退出をメー ルで诵知など)
- ・学童クラブにおける保護者の連絡ツール(登館連絡等)や登館管理の電子化、延長利用実績の適切な把握
- ・共働き家庭の増加等による学童クラブの更なる利用者増への対応
- ・違法・有害情報の拡散、【B】学校やネット上のいじめ、ネット依存等が問題となっているため、ネット社会か ら子どもを守る取り組みの実施
- ・青少年健全育成指導に携わる地域ボランティアの確保【C】、市との連携。
- ・多様化する若者の課題の把握及び必要な支援への連携
- ・【B】不慮の感染症等への対策

エ、次期総合計画策定に向けた見直しの論点

【青少年の健全育成】

- ・放課後子ども教室と学童クラブ連携強化
- 【B】放課後子ども教室と学童クラブの関係と課題を 分かるように記載してほしい。
- 多様化するニーズへの対応(【A】 夜間やテレワーク 中でも利用を可能にするなど。働き方や利用方法の 多様化に伴い学童クラブの活動も見直しが必要)
- ・【A】既存施設の活用の検討(学童クラブや学校、子 ども家庭支援センターにワークスペースやシェアオ フィスとして利用できる場所を併設し、保護者が働 ハている場所の近くで育成できる環境を整える。)
- ・青少年が健やかに成長し、社会性や自立を促す事業 の充実【C】→引きこもり対策や児童虐待など、具 体的に明示した方が良いのでは。
- ・学校と医療機関やカウンセラー等と連携した引きこ もり家庭等への支援。
- ・ネット社会から子どもを守る取り組みの構築
- ・子ども・若者世代における切れ目のない相談支援体 制の充実【B】(子ども・若者世代の定義と青少年と の違いを分かるように記載してほしい。)
- ・健全育成協力店、子ども緊急避難の家、放課後見守 りボランティアへの加入促進の強化<mark>【C】→ボラン</mark> ティアの高齢化が進んでいるため、特に若い世代の 育成・確保が必要では。
- 各学童クラブ等の ICT 環境を整えて、【B】勉強がで きる環境を整備するとともに、児童の居場所が把握 できるようにすることで、児童の安全確保策を充実
- ・【A】子ども・若者の居場所づくりへの支援(「ひき こもり」と呼ばれる人が役割を得て活躍できるフリ ースペースなど。併せて、「ひきこもり」という名称 をより良い印象の名称とすることを検討する。)
- ・【B】不慮の感染症等への対策
- ・【B】学校社会におけるいじめから子どもを守る取り 組みの構築。
- ・【B】青少年(中学生から高校生)の居場所づくりの

オ. 協働の実践に向けて

【青少年の健全育成】

- ・市が主体となり地域の方の協 力により放課後子ども教室を 運営する。
- ・青少年対策地区委員会など地 域や学校等関係機関との連携 による環境浄化、啓発活動(イ ンターネット等に起因する問 題の対策)の強化
- ・相談窓口の周知、利用しやす い環境づくり
- ・健全育成協力店、子ども緊急 避難の家、放課後見守りボラ ンティアについての募集周知 の強化【C】や見回りの推進。

【A】・ひきこもり支援等を行

うNPO団体との協働

見	首	L	論	点	シ	-
				4117		

 番号
 基本施策名
 主担当部
 主担当課
 関係課

 3-8 青少年の健全育成
 子ども家庭部
 児童青少年課

推進。			

ver 情報

カ. 第6次総合計画(基本構想)における「めざすまちの姿」の見直し

「めざすまちの姿」

※斜体は市担当課が見直し

見直しの理由

- ・青少年は、地域の支援や、様々な体験、<mark>【B】課外活動</mark>などの各種団体活動を通じ、社会性を身に付けた人間性豊かな大人に成長しています。
- ・地域で子どもを見守り育てていくという方針をより明確に記載するため
- ・【B】スポーツだけでなく、文科系の活動も含まれるべきと考えるため。

 番号
 基本施策名
 主担当部
 主担当課
 関係課

 3-9
 市民との協働体制の構築
 市民協働推進部
 協働推進課
 地域コミュニティ課

__ ver情報 ____

ア. 第6次総合計画後期基本計画の進捗状況

基本施策全体の進捗状況		平均值	施策名	進捗状況	施策名	進捗状況
	/ 5		地域コミュニティの活性化支援	3:目標達成に向けて順調		
目標達成に向けて順調	$\backslash \sqcup$	3.0	市民活動の促進と市民協働の推進	3:目標達成に向けて順調		
	4					

イ. これまでに(第6次総合計画期間に)得られた成果・残された課題

【地域コミュニティの活性化支援】

・各文化センターにある圏域のコミュニティ協議会には自治会・PTA・青少対を始め、地域コミュニティの形成に中心的な団体で構成されているため、コミュニティ協議会主催の行事を協働で実施していくことにより、結束力を高め一つの行事を一体感をもって行うことにより災害時にも共助できる人間関係の形成につながっている。

【市民活動の促進と市民協働の推進】

- ・平成29年度に市民活動センターを開館し、貸館施設・オープンスペース等のハードを整備するとともに、無関心層・関心層・活動層それぞれに向けた講座やイベント、ロビーワーク等のソフト事業を展開することにより、センター登録団体数が大幅に増加し、平成33年度目標値(250団体)を達成した。(H28年度138団体⇒H30年度431団体)
- ・コミュニティビジネス/ソーシャルビジネスを積極的に推進し、相談会や各種講座、交流会等を実施することによりコミュニティビジネス立ち上げ件数が増加し、平成33年度目標値(累計3件)を達成した。(H28年度1件 \Rightarrow R2.2時点3件)
- ・ソフト事業の一つとして、市民活動団体の組織基盤やネットワーク強化による育成を図った。具体的には、各種講座、交流会・イベント、助成金と伴走支援、相談・コーディネート、広報等支援を実施した。
- ・センターを拠点に多様な主体が交流する機会を創出するため、「市民協働まつり」や多セクター協働による 共催イベント、各種交流会を実施した。また、ポータルサイトをリニューアルし、多様なセクターが様々 な情報を発信することで様々な協働が生まれやすい環境を整備した。
- ・市民協働によるまちづくりの方向性を示す「基本方針」や、各種施策の積極的な展開に向けた「行動計画」を策定した。また、市民と市が一体となって市民協働を推進していくため「市民協働都市」を宣言した。
- ・「市民協働推進行動計画」の中間見直しを実施した。
- ・「市民協働推進行動計画」に基づき、「協働事業提案制度」や「協働事業等評価制度」を構築するとともに、「まちづくりカフェ」や「シンポジウム」等の市民協働の意識啓発事業等を実施した結果、協働の認知度は、平成33年度目標値(50.0パーセント)を達成した。(H28年度42.5パーセント \Rightarrow R1年度56.2パーセント)
- ・市と各活動団体が協働実施している事業数は、協働事業提案制度等により緩やかな増加傾向にある。(H28年度144件⇒H30年度150件)
- ・職員研修の充実については、「市民協働推進員」、「6年目職員」、「管理・監督職」を対象に継続して市民協働に係る職員研修を実施した。【B】また、新人職員研修の中でも、市民協働について講義を行った。
- ・企業との連携では、3企業と包括協定を締結した。【B】(どのような協定か明確に記載してほしい。)
- ・市からの情報発信方法の充実として、SNSアカウントを取得し、市民協働の啓発やイベントの周知を実施した。

エ. 次期総合計画策定に向けた見直しの論点

【地域コミュニティの活性化支援】

【A】・特定の団体だけでなく、新しい団体や個人が参入しやすい体制を検討する。(施設の新規利用・一時的な利用をしやすくする、コミュニティ協議会に加入しなくても必要に応じてサポートを受けられる程度の距離感で地域の活動に参入できるなどとして、新規参入の間口を広げる。)

- 【A】・地域SNSなど、ICTを活用した地域コミュニティの活性化を検討する。
- ・文化センター圏域コミュニティ協議会が企画運営する事業を地域の年中行事 【B】(代表例を記載してほしい。) として定着させ、希薄化する地域の繋がりを強化する役割(存在)となることが、地域への愛着につながると考える。

【市民活動の促進と市民協働の推進】

- ・市民活動センターの支援機能の充実
- ・市民活動団体の組織力の強化
- 市民活動団体の活動場所の拡大
- 市民活動団体の情報発信力の向上
- ・市民の市民活動取組み率の向上
- 【A】・オンラインを取り入れた協働のスタイルの構築。(オンラインに限定すると、ICTの利用に不慣れな人が取り残されることが予想されることから、オフラインでの参加にも配慮をする。)
- 【A】・公共施設にシェアオフィスとして利用できるブースの設置を検討する。
- 【A】・新たな協働の手法や方向性を具体化する取り組み。(毎年テーマを設定し、その枠組みの中で市民と 具体的な事業展開を話し合う機会の創出など)
- ・ソーシャルアントレプレナー (社会企業家)、社会課題解決型のスタートアップの輩出
- ・ソーシャルインパクトボンド(民間資金を活用した 行政の成果連動型民間委託契約)やコレクティブイ ンパクト(多様な主体が特定の社会課題解決のため に協力し、大きな成果を生む協働手法)、企業の実証

オ. 協働の実践に向けて

【地域コミュニティの活性化支援】

【A】・ICT企業との協働

・行事周知の際、コミュニティ協議 会主催であることを前面に出し開 催をしていきたい。

【市民活動の促進と市民協働の推進】

- ・市民活動センター運営協議会での運営改善の意見出し
- ・民間施設等の団体活動場所としての活用
- ・ポータルサイトを活用した情報発信、マッチングの促進
- ・ビジネス手法による社会課 題解決の可能性の理解、社会 起業に対してチャレンジや応 援する文化の醸成
- ・新たな協働手法 【A】とその方向性を整理する場への市民・団体の参画 の実践
- <u>・オープンイノベーションの</u> 坦への参加

プロボノ、ボランティアの取組み

- ・コミュニティカフェなどの 居場所づくり支援
- ・市民活動センターと連携した新たな仕組みづくりの検討
- ・過去に制度を利用した団体や担当課への調査
- ・他自治体における先進的な協働事例等の調査・研究

主な取組と成

 番号
 基本施策名
 主担当部
 主担当課
 関係課

 3-9
 市民との協働体制の構築
 市民協働推進部
 協働推進課
 地域コミュニティ課

【地域コミュニティの活性化支援】

- ・次の世代にも継承することができる後継者の育成が必要と考える。
- ・転入者の増加に対して、事業への参加者が横ばいとなっており参加者の増加を目指すことが課題。
- ・【B】転入者等が、気軽に参加していけるような環境づくりが必要と考える。
- ・【C】→地域でどのような活動をしているのかが転入者にはわかりづらい。市を主体として地域での活動などをまとめたサイトなどを開設するなどの取組みが必要と考える。

【市民活動の促進と市民協働の推進】

- ・H30年度世論調査によると、現在市民活動に取組んでいる人の率は8.6%であり、取組み率の向上が求められる。
- ・社会課題解決型のスタートアップ・社会起業家の輩出や、A I 等先端技術を活用した企業との連携など、 ビジネス手法による地域課題解決の促進についてはさらなる推進が必要。
- ・市民、市民活動団体、自治会・町内会、教育機関、行政等の各セクターの有機的なつながりを育むことにより、双方の課題を熟知したうえでの効果的な協働を推進することが必要。
- ・H30 年度登録団体等調査事業(指定管理者実施)によると、団体の課題として挙げられたのは、上から「活動の場所」「人材の確保や教育」「一般向け広報の充実」となっており、これらの支援が求められている。
- ・市政世論調査において、協働の認知度は上昇し、目標値を達成したものの、更なる市民協働を推進するため、継続して意識啓発を図る必要がある。特に、次代の協働の担い手となる若い世代への協働の意識醸成も必要である。 【B】また、協働の認識を統一していく必要がある。
- ・職員が協働の意義や必要性等を十分に理解し、積極的に協働を推進できるよう、引き続き職員研修の充実を図っていく必要がある。
- ・協働がより一層推進されるよう、既存の制度を見直すとともに、多様な主体がより一層協働しやすくなる 環境づくり・仕組づくりを行う必要がある。
- ・大学や企業との連携は、協働先の大学等の新規開拓や、すでに協働体制が構築されている大学等とも、相 互のニーズを汲みとった上で、事業の更なる充実を図っていく必要がある。

ウ、今後、予想される新たなニーズ・課題

【地域コミュニティの活性化支援】

・今後も文化センターは地域コミュニティの核となる施設として、安全で快適な施設利用の維持が求められること から、老朽化した施設等の改修や改築に向けた検討が必要である。

【A】・文化センターの利用は社会教育団体やコミュニティ協議会が優先され、一時的に利用を希望する個人や団体の利用が困難になっている。

【市民活動の促進と市民協働の推進】

- 【A】・下記をはじめとする新しい概念が生まれる中で、協働の手法や方向性の整理が必要となっている。
- ・VUCAな社会(不安定・不確実・複雑・曖昧で未来予測が難しい社会)となり、社会課題が多様化している。 (Society5.0、超高齢社会、気候変動、貧困格差等)
- ・行政では、ソーシャルインパクトボンドやコレクティブインパクト、企業の実証実験協力などの手法が確立され つつあり、新たな協働手法の活用が求められる。
- ●・企業においては、オープンイノベーションの取組みが重要視されており、官民連携の需要がある。

実験協力等新たな協働手法の実践

- 市内・市外の多様な主体が協働しやすい有機的な環境の整備(オープンイノベーションの場を含む)
- A I 等先端技術を含めた企業リソースを活用した行 政課題の解決
- ・SDGs達成に向けたパートナーシップの構築
- SDG s 【B】を浸透させ、達成に向けたパートナーシップの構築
- ・ $\{C\} \rightarrow SDGs$ だと大枠で分かりづらいため、より 具体的な内容を記した方が分かりやすい。
- ・プロボノ(専門スキルを活かした社会貢献ボランティア活動)、ボランティア等の推進による地域の担い 手としての市民の活躍機会の創出
- ・誰もが集い、支え合う居場所づくり
- 市民、職員双方に継続した市民協働意識の醸成
- ・協働推進に係る既存事業の見直し
- ・協働しやすい環境づくり・仕組みづくり
- 大学や企業との連携の拡大
- ・【B】(全体的に横文字が分かりづらいため、分かり やすいよう言い換えて、記載してほしい。)

ver 情報

 番号
 基本施策名
 主担当部
 主担当課
 関係課

 3-9
 市民との協働体制の構築
 市民協働推進部
 協働推進課
 地域コミュニティ課

ver 情報

- ・ソーシャルアントレプレナー(社会企業家)や社会課題解決型のスタートアップ企業が活躍している。
- ・SDGsが浸透し、様々な課題に対してパートナーシップで解決していくことが求められている。
- ・子供、高齢者、障がい者、社会人を含め、誰もがいきいきと活躍できる社会の実現が求められる。(ボランティア、プロボノ、兼業・複業、ソーシャルファームなど、誰もが地域の担い手として主体的に社会貢献できる環境の整備が必要)
- ・働き方・雇用形態の多様化に伴う、働く世代のパラレルキャリアとしての市民活動・市民協働の取組
- ・【C】活動について、プラッツなどの場所を利用したオフラインのものが多い。現状を踏まえ、オンラインのものを積極的に活用することでの周知や参加者を増やす取組の検討も必要。

カ. 第6次総合計画(基本構想)における「めざすまちの姿」の見直し

「めざすまちの姿」

※斜体は市担当課が見直し

見直しの理由

- ・自治会などの地域コミュニティが<mark>【A】オンライン・オフラインを問わず</mark>機能して、挨拶を交わし、困ったときには助け合える人間関係が形成されています。
- ・【C】多様なツールにより、地域住民が関わり合い、支えあうコミュニティが形成されています。
- ・ボランティア、NPO、プロボノの市民活動やソーシャルアントレプレナー(社会企業家)、兼業など様々な形で誰もがいきいきと主体的に社会貢献をし、市民が地域を超えて交流し、協力し合う活力ある市民社会ネットワークが形成されています。【C】→「ソーシャルアントレプナー」には、社会起業家との補足説明の記載があるが、「プロボノ」には無い。どの世代にもわかりやすい「めざすまちの姿」とするためには、同じように補足説明を追記してもよいのでは。
- ・NPOからサークルまで、様々な形の市民団体が活動し、市民が地域を越えて交流し、協力し合う活力ある市民社会ネットワークが形成されています。
- ・*多様な社会課題の解決に向けて、*市民、地域コミュニティ、市民活動団体、事業者、大学などの多様な主体がそれぞれの特性を活かしたネットワークを作り、市と協働 してまちづくりを進めています。
- ·【A】 I C T を活用した地域コミュニティの活性化を検討するため。
- ・主体の表現を変更・増加した理由…①2017年度に市民活動センターが開館されたことに伴い、これまで主に「NPO支援」と表現していたものを、NPOを含めた広い意味での「市民活動支援」という表現に変更したため。②市民活動センターではコミュニティビジネスの起業支援や企業CSR部門との協働など非営利組織に限らない社会貢献活動を支援していることに加え、今後 SDGs の浸透や ESG 投資の増加により「ソーシャルアントレプレナー(社会企業家)」が増加することも予測されるため、この文言を追加した。③2018年に厚労省のモデル就業規則が改定されたことにより、今後ますます「プロボノ」や「兼業」などの実践者が増加すると予測されるため、これらの文言を追加した。
- ・「誰もがいきいきと主体的に社会貢献をし、」という表現を加えた理由…今後の人口減少社会に備え、高齢者や障がい者、主婦、学生など市民ひとりひとりが地域の担い手として活躍することが求められるため「誰もが」「社会貢献をし、」という表現を加えた。また、「未来の東京への論点」で示されているとおり「誰もが自分らしくポジティブに働く」ことが市民にとっても重要と考えられるため、「いきいきと主体的に」という表現を加えた。
- ・「多様な社会課題の解決に向けて」を追記した理由…協働してまちづくりを進める理由を明記することで、協働のまちづくりが必要な理由を市民により分かりやすく伝 えるため。
- ・【C】今後、地域住民が関わりあうツールが対面だけでなく、オンラインなどを活用した状況になることが想定されるため。